

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号。以下「法人規則」という。）第15条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に勤務する嘱託職員の就業に関し必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令及び内部規則の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則において、嘱託職員とは、法人規則第4条第2項第11号に規定する嘱託職員をいう。

(嘱託職員の種類等)

- 第3条 嘱託職員の種類は、その勤務時間ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 1日の所定勤務時間が7時間45分の嘱託職員（以下「一号嘱託職員」という。）
- (2) 1日の所定勤務時間が7時間の嘱託職員（以下「二号嘱託職員」という。）
- 2 前項各号の嘱託職員の分類、標準的な職務、本給月額等は、別表のとおりとする。

(遵守義務)

- 第4条 法人及び嘱託職員は、この規則を誠実に遵守し、その業務に当たらなければならない。

第2章 任免

(対象者)

- 第5条 嘱託職員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「嘱託希望者」という。）とする。
- (1) 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「職員就業規則」という。）第23条の規定により、職員が60歳（労務職員については63歳）に達した日以降、定年前に退職し、引き続き嘱託職員としての採用を希望し、定年退職日の6月前までに学長に採用の希望を申し出た者
- (2) 法人以外の国立大学法人等（以下「他大学」という。）に勤務し、当該他大学が規定する定年により退職した、又は60歳（労務職員については63歳）に達した日以後における最初の3月31日以降に退職をした後、法人において嘱託職員としての採用を希望し、学長が認める者
- (3) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第1号に定める嘱託希望者は、二号嘱託職員として採用するものとする。

(採用等)

- 第6条 学長は、嘱託希望者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個別に労働条件を提示することとする。
- (1) 前条第1号の嘱託希望者のうち、退職前の勤務成績又は業務能力率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないと認められるとき。
- (2) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行ったが、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められるとき。
- (3) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適性を欠くと認められるとき。
- (4) 法人の運営上やむを得ない事由又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。

2 学長は、嘱託職員を採用する場合又は第8条第2項の規定により労働契約の期間を更新する場合は、次に掲げる各号を記載した労働条件を交付し、労働契約を締結の上、労働契約書を併せて交付する。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 退職に関する事項

(配置等)

第7条 学長は、法人の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して嘱託職員を配置する。

2 学長は、嘱託職員に配置の変更を命ずることがある。

3 前項に規定する変更を命ぜられた嘱託職員は、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

(労働契約の期間等)

第8条 嘱託職員の労働契約の期間は、個別に定める。

2 労働契約の期間は更新することができる。ただし、労働契約の期間は、更新期間も含め5年を超えないものとする。

3 学長は、嘱託職員の年齢が満65歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて、労働契約を締結又は更新することはない。

4 前二項の規定にかかわらず、嘱託職員が退職することにより、法人の運営に支障が生じると学長が認める場合は、満70歳に達した日以後に到来する最初の3月31日以前まで労働契約を更新することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、嘱託職員が第6条第1項各号のいずれかに該当する場合は、労働契約の期間を更新しないものとする。この場合においては、労働契約の期間が満了する30日前までに本人に通知するものとする。

(嘱託職員の職位及び職名)

第8条の2 学長は、一号嘱託職員の職務遂行のために必要と認める場合は、当該嘱託職員の任命に当たり、その区分ごとに職位に応じた職名を発令することができる。

2 前項の職位及び職名は、国立大学法人大分大学職員任免規程（平成16年規程第15号）別表を準用する。

(区分の変更)

第9条 別表に規定する嘱託職員の種類、分類及びその区分は、学長が必要と認める場合はこれらを変更することができるものとする。ただし、二号嘱託職員から一号嘱託職員へ変更することはできないものとする。

(退職)

第10条 嘱託職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職とする。

- (1) 労働契約の期間が満了したとき。
- (2) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 行方不明によって暦日により引き続き30日を超えて勤務しないとき。

2 前項第4号の場合において、病気その他やむを得ない理由によるものであったと法人が認めるときは、退職を取り消すことができる。

(自己都合による退職手続等)

第11条 嘱託職員は、労働契約の期間中に自己の都合により退職しようとするときは、退職を

予定する日の30日前までに、学長に退職願を提出しなければならない。

2 嘱託職員は、退職願を提出した場合において、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

(解雇)

第12条 学長は、嘱託職員が次の各号の一に該当する場合は、これを解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職種又は区分に転換できない等就業に適さないと認められるとき。
- (2) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められるとき。
- (3) 前各号に規定する場合のほか、その職種又は区分に必要な適性を欠くとき。
- (4) 法人の運営上やむを得ない事由又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき。

(解雇制限)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間においては解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合はこの限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間
- (2) 嘱託職員が、国立大学法人大分大学に勤務する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成16規程第21号。以下「勤務時間規程」という。）第27条第6号及び第7号の規定により、特別休暇を取得した期間及びその後就労を開始した日以後30日間

(解雇予告及び解雇予告手当)

第14条 第12条の規定により嘱託職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告をし、又は平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、行政庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

(退職又は解雇後の責務)

第15条 退職し、又は解雇された嘱託職員は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第16条 退職し、又は解雇された嘱託職員が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 前項の証明書に記載できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 労働契約の期間
- (2) 業務の種類
- (3) 事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の理由（解雇の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、退職し、又は解雇された嘱託職員が請求した事項のみを証明するものとする。

第3章 給与

(本給の支給)

第17条 嘱託職員の本給月額は、別表に規定する分類及び区分に応じた額を支給する。

(本給の調整額)

第18条 嘱託職員には、職員就業規則の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）に準

じて本給の調整額を支給する。ただし、二号嘱託職員に支給する場合は、常勤職員に支給される本給の調整額に35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を支給する。

（諸手当）

第19条 嘱託職員には、次の各号に掲げる手当を支給する。

- (1) 通勤手当
- (2) 単身赴任手当
- (3) 広域異動手当
- (4) 特殊勤務手当
- (5) 超過勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 夜勤手当
- (8) 宿日直手当
- (9) 義務教育等教員特別手当
- (10) 専門看護師等手当
- (11) 放射線取扱主任者手当
- (12) 手術部看護業務手当
- (13) 看護職員等特別手当
- (14) 教育学部附属幼稚園教育職員特別手当
- (15) 外部資金獲得手当
- (16) 高度救命救急センター看護業務手当

2 前項各号に規定する手当のほか、一号嘱託職員については、次の各号に掲げる手当を支給する。

- (1) 管理職手当
- (2) 住居手当
- (3) 管理職員特別勤務手当

（嘱託職員の諸手当）

第20条 前条に規定する各手当の支給については、次の各号に掲げる場合を除き、常勤職員に準ずるものとする。

- (1) 管理職手当については、次に掲げる別表の一号嘱託職員の区分の者に応じ、当該月額を支給する。
 - ア 事務・技術系の区分3に該当する者 月額43,600円
 - イ 看護技術系の区分3に該当する者 月額48,400円
- (2) 国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）第16条第3項に規定する通勤手当は、法人又は他大学を退職後、引き続き嘱託職員として法人に採用された者に支給する。
- (3) 単身赴任手当及び広域異動手当は、法人又は他大学を退職後、引き続き嘱託職員として法人に採用された者に支給する。
- (4) 超過勤務手当については、次のとおりとする。
 - ア 二号嘱託職員にあっては、勤務時間が割り振られた日（休日勤務手当が支給される日を除く。）における割り振られた勤務時間を超えた勤務のうち、その超えた勤務の時間とその勤務をした日における割り振られた勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、支給割合を100分の100（深夜の場合は100分の125）とする。
 - イ アの支給割合に係る給与期間中の全勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。
- (5) 義務教育等教員特別手当の月額は、9,700円（附属幼稚園に勤務するものにあつては、その額に2分の1を乗じて得た額）とする。
- (6) 専門看護師等手当の額は、常勤職員に準じて支給する。ただし、二号嘱託職員に支給

する場合は、常勤職員に支給される当該手当の額に、35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (7) 放射線取扱主任者手当の額は、常勤職員に準じて支給する。ただし、二号嘱託職員に支給する場合は、常勤職員に支給される当該手当の額に、35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
- (8) 手術部看護業務手当の額は、常勤職員に準じて支給する。ただし、二号嘱託職員に支給する場合は、常勤職員に支給される当該手当の額に、35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
- (9) 教育学部附属幼稚園教育職員特別手当の月額は、9,000円とする。
- (10) 高度救命救急センター看護業務手当の額は、常勤職員に準じて支給する。ただし、二号嘱託職員に支給する場合は、常勤職員に支給される当該手当の額に、35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(給与の支払)

第21条 給与の支払については、常勤職員に準ずる。

(旅費)

第22条 嘱託職員が業務上の出張を命ぜられた場合の旅費については、国立大学法人大分大学旅費規程（平成16年規程第33号）を準用する。

第4章 勤務時間、休日及び休暇

(所定勤務時間等)

第23条 嘱託職員の所定勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一号嘱託職員の1週間（土曜日を始まりとし、金曜日を終わりとする。以下同じ。）の所定勤務時間は38時間45分とし、1日の所定勤務時間は7時間45分とする。
- (2) 二号嘱託職員の1週間の所定勤務時間は35時間とし、1日の所定勤務時間は7時間とする。

2 嘱託職員の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
一号嘱託職員	8時30分	17時15分	12時から13時まで
二号嘱託職員	8時30分	16時30分	12時から13時まで

3 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することがある。

4 嘱託職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法定休日は土曜日とする。
- (2) 法定外休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）とする。

5 前項にかかわらず、前項に相当する日として、学長が別に定める日を起算日とした4週間に4日以上及び8週間ごとの期間につき16日以上となるように置くことができるものとする。この場合において、4週の最初の4日の休日を法定休日とし、それ以外の休日を法定外休日とする。

6 業務運営上の都合により、特別の形態によって勤務する必要がある嘱託職員に対し、4週間単位の変形労働時間制を適用することがある。

7 前項により4週間単位の変形労働時間制を適用する場合は、勤務時間規程第10条第2項及

び第3項を準用する。この場合において、二号嘱託職員については、同条第2項第1号中「1週間当たり38時間45分以内」とあるのは、「1週間当たり35時間以内」と読み替えるものとする。

(所定勤務時間以外の時間における勤務)

第24条 嘱託職員の所定勤務時間以外の時間における勤務については、別に定める勤務時間規程を準用する。ただし、可能なかぎり超過勤務又は休日に勤務を命じないよう努めるものとする。

(休暇)

第25条 嘱託職員の病気休暇及び特別休暇は、常勤職員に準じて取り扱うものとする。

2 嘱託職員の年次有給休暇の日数は、常勤職員に準じて取り扱うものとする。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、当該事業場の職員の過半数を代表する者と「時間単位年休に関する協定」を締結した場合は、1年(毎年1月1日を起算日とする。)につき5日の範囲内で1時間を単位とすることができるものとする。

4 前項の半日は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一号嘱託職員については、8時30分から12時及び13時から17時15分並びに4時間とする。

(2) 二号嘱託職員については、8時30分から12時及び13時から16時30分とする。

(年次有給休暇の届出)

第26条 年次有給休暇は、嘱託職員の届け出た時季に与えるものとする。ただし、嘱託職員の届け出た時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認められた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

2 嘱託職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ休暇を願い出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ休暇を願い出ることが困難であったことを上司が認めたときは、嘱託職員は事後速やかに、その事由を付して休暇を願い出ることができる。

(年次有給休暇の時季指定義務)

第27条 年次有給休暇が10日以上与えられた嘱託職員に対し、前条第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該嘱託職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、嘱託職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、嘱託職員が既に同項の規定による年次有給休暇を取得した場合は、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(休日の振替等)

第28条 学長は、第23条第4項に規定する休日に業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合は、あらかじめ、当該休日を勤務日とし、当該休日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間内にある勤務日にこれを振り替えることができる。この場合において、法定外休日の振替を行う場合は、半日又は時間単位で振り替えることができるものとする。

2 休日の振替手続は、常勤職員に準じて取り扱うものとする。

第5章 退職手当

(退職手当)

第29条 嘱託職員には退職手当を支給しない。

第6章 雑則

(職員就業規則等の規定の準用)

第30条 職員就業規則第15条から第18条まで、第30条から第35条まで、第37条、第40条、第57条から第60条まで、第61条(第7号の規定を除く。)、第62条から第74条まで、第76条から第80条まで、第82条及び勤務時間規程第16条、第17条及び第2

0条の規定は、嘱託職員について準用する。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、嘱託職員に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年12月25日から施行する。
- 2 嘱託職員に係る本給の調整額及び通勤手当については、国立大学法人大分大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第45号）による改正後の国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号）の規定に準じて支給する。

附 則（平成26年規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
(差額の支給)
- 2 平成27年1月1日に在職する嘱託職員で、新規則の適用により、改正前の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、施行日以降の給与の最初の支給日にその差額を支給する。

附 則（平成27年規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(広域異動手当の経過措置)
- 2 広域異動手当に係る改正後の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（以下「新規則」という。）第20条第1号の規定は、平成25年12月25日からこの規則の施行の日の前日までの間に採用され、これに伴い勤務場所に変更があった嘱託職員に適用する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第6号）

この規則は、学長が別に定める日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第12号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第13号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第4号）

この規則は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（平成31年規則第9号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年2月25日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（以下「新規則」という。）第20条第3号イの規定は、平成30年2月25日から適用する。

(差額の支給)

- 2 令和2年2月25日に在職する嘱託職員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額の生じるものに対しては、同年3月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和3年規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する

附 則（令和4年規則第18号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第20号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第23号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第26号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
(教職調整額の廃止に伴う経過措置)
- 2 別表において教育（附属学校）系に分類される二号嘱託職員については、施行日から令和5年3月31日までの間、毎月、その者の本給月額額の100分の4に35時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。以下「教職調整額相当額」という。）を17日に支給する。ただし、17日が就業規則第38条第4項に規定する休日にあたる場合は、当該日の直前の休日でない日（その日が14日となる場合は、18日）に支給する。
- 3 教職調整額相当額については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第8条に規定する平均賃金及び国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に関して本給とみなされ算出の基礎となる。
- 4 教職調整額相当額は、超過勤務手当及び休日勤務手当の一部とし、当該月における超過勤務手当及び休日勤務手当の合計額が、その月の教職調整額相当額を上回る場合は、その差額を超過勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

附 則（令和5年規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
(一号嘱託職員採用に係る経過措置)
- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、次の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職し、引き続き嘱託職員としての

採用を希望する者（労務職員を除く）の第5条第2項の適用については、同項中「二号嘱託職員として採用するものとする。」とあるのは、「一号嘱託職員又は二号嘱託職員として採用することができる。」とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日	64歳

（管理職手当に係る経過措置）

3 令和5年4月1日以前に一号嘱託職員に採用された者への管理職手当の支給額については、次に掲げる別表の一号嘱託職員の区分の者に応じ、当該月額を支給する。

- (1) 事務・技術系の区分3に該当する者 月額62,300円
- (2) 看護技術系の区分3に該当する者 月額69,100円

附 則（令和5年規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第13号）

この規則は、令和6年1月1日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年規則第14号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第7号）

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月26日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年6月1日から適用する。

（差額の支給）

2 令和6年11月26日に在職する職員で、新規則の適用により改正前の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則に基づき既に支給された給与との間に差額が生じるものに対しては、翌月の給与の支給日にその差額を支給する。

附 則（令和7年規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（二号嘱託職員に係る経過措置）

2 施行日の前日において、この規程による改正前の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則別表第1（以下「旧別表第1」という。）に規定する二号嘱託職員のうち、事務・技術系の分類の区分2が適用されていた職員であって、令和7年度以降も引き続き嘱託職員として労働契約の期間の更新を希望するものについては、この規程による改正後の国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則第9条ただし書の規定にかかわらず一号嘱託職員の同分類に変更することができる。なお、引き続き二号嘱託職員として労働契約の期間の更新を希望する場合は、旧別表第1の同分類の区分2を適用する。この場合において、本給月額欄中「311,100」とあるのは、「319,600」と読み替えて適用する。

(令和6年度末定年退職者に係る経過措置)

- 3 令和6年度末に定年退職する技術専門職員にあつては、旧別表第1に規定する二号嘱託職員の事務・技術系の分類の区分2を適用することができる。この場合において、本給月額欄中「311, 100」とあるのは、「319, 600」と読み替えて適用する。

附 則 (令和7年規則第11号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条，第8条の2，第9条，第17条関係）

1 一号嘱託職員

分類	区分	標準的な職務	本給月額
事務・技術系	1	係長相当・技術専門職員相当の職務	335,600
	2	副課長相当・技術専門員相当の職務	353,800
	3	課長相当の職務	384,700
医療技術系	1	主任相当の職務	297,700
	2	副薬剤部長・副技師長・副療法士長・副技士長相当の職務	314,000
看護技術系	1	副看護師長・特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師相当の職務	321,000
	2	看護師長相当の職務	333,400
	3	副看護部長相当の職務	353,100

2 二号嘱託職員

分類	区分	標準的な職務	本給月額
事務・技術系	1	一般職員・技術職員相当の職務	237,900
技能・労務系	1	自動車運転手・調理師・看護助手・用務員相当の職務	226,500
教務系	1	教務職員相当の職務	260,200
教育（附属学校）系	1	特別支援学校に勤務する教諭相当の職務	302,500
	1	上記以外の教諭相当の職務	299,100
医療技術系	1	薬剤師・診療放射線技師・栄養士・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・歯科技工士・歯科衛生士・臨床工学技士・視能訓練士・言語聴覚士・精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師・救急救命士・技術職員相当の職務	238,000
看護技術系	1	看護師相当の職務	282,000